

第14表 調整区分・終結区分別件数及び解決率

(件)

年次	調整区分	係属件数			終 結 区 分					翌年繰越件数	解決率 (%)
		前年繰越	新規申請	計	解決	裁定	打切り不調	取下げ	計		
29	あっせん 職権あっせん 調停 仲裁	2	8	10	6(2)		2	2	10(2)	0	
	計	2	8	10	6(2)		2	2	10(2)	0	75.0
30	あっせん 職権あっせん 調停 仲裁	0	19	19	7		4	4	15	4	
	計	0	19	19	7		4	4	15	4	63.6
31 ・ 元	あっせん 職権あっせん 調停 仲裁	4	7	11	5(1)		4(2)	2(1)	11(4)	0	
	計	4	7	11	5(1)		4(2)	2(1)	11(4)	0	55.6
2	あっせん 職権あっせん 調停 仲裁	0	6	6	4		1	1	6	0	
	計	0	6	6	4		1	1	6	0	80.0
3	あっせん 職権あっせん 調停 仲裁	0	4	4	2		1	0	3	1	
	計	0	4	4	2		1	0	3	1	66.7
4	あっせん 職権あっせん 調停 仲裁	1	6	7	1		1	4(1)	6(1)	1	
	計	1	6	7	1		1	4(1)	6(1)	1	50.0

(注) 1 ( )は、前年から繰り越したもので、内数である。

2 解決率は、(解決+裁定)÷(解決+裁定+打切り・不調)で計算している。

令和4年に係属した調整事件7件は全てあっせん事件で、そのうち6件が終結し、1件が翌年に繰り越した。

終結区分別にみると、解決が1件、打切りが1件、取下げが4件で、解決率は50.0%となっている。

なお、解決した1件は、あっせん案の受諾によるものである。